

動物実験計画書の記入要領

1. 項目 1

- (ア) 更新・修正の場合、「旧承認番号」欄に直近の旧承認番号を記入すること。
- (イ) 「実験課題名」は簡潔に判りやすく記入すること。
- (ウ) 実験期間は数年に渡っても良いが、計画書は毎年更新すること。
- (エ) 更新・修正時には「動物実験結果報告書」(様式 3) を添付すること。
- (オ) 「苦痛のカテゴリー」は項目 9「想定される苦痛のカテゴリー」を参照し、想定されるすべてのカテゴリーを「■」にすること。

2. 項目 2

- (ア) 「実験責任者」は動物実験実施者のうち、実験を統括する者を記入すること。
- (イ) 「実験責任者」のメールアドレスには、keio.jp などセキュリティの高いものをなるべく用いること。
- (ウ) 「実験責任者」および「実験従事者」は義塾動物実験委員会が行う講習会を受講し、動物実験実施者として登録番号を取得した者でなければならない。
- (エ) 登録番号の記載に不備があった場合は登録致しません。
- (オ) 当該動物種を用いた動物実験の経験の有無を記入すること。
- (カ) 複数のキャンパスで実験を行う場合、それぞれのキャンパスにおける主たる従事者に「○」を付けること。研究組織が複雑になる場合は、必要に応じて、各キャンパスにおける副責任者を追加し、13「その他参考事項」にその旨を記入すること。

3. 「委員会記入欄」には、記入しないこと。

4. 項目 3「研究計画と方法」

- (ア) 「研究目的・意義・予想される成果」はできるだけ平易な用語で表現し、一般的でない略称を用いる場合は正式名称も記入すること。
- (イ) 「実験方法」には、動物にどのような処置を加えるかについて、箇条書き、フロー、図 などを用いて簡潔かつ具体的に記述すること。
- (ウ) それぞれの実験処置ごとに苦痛度を記入すること。たとえば、薬剤の経口投与(苦痛度 B)、精管結紮手術(苦痛度 C)、脊髄損傷手術(苦痛度 D)のように記入する。
- (エ) 外科的処置を行う場合は、使用動物数、麻酔薬名、投与経路、用量、体積(volume)、手術時間、麻酔から覚醒させる実験かどうか、など具体的に記述すること。
- (オ) 安楽死した動物から材料を採取する場合は、その旨を簡潔に記載し、採取後の実験については概要のみを記入すること。
- (カ) 投薬を行う場合は、投与動物数、薬剤名、投与経路、用量、体積(volume)、投薬計画(時期と回数など)を具体的に記述すること。
- (キ) 放射線照射を行う場合、照射動物数、照射線量、照射計画、無処置対照群の有無など具体的に記述すること。

5. 項目 4「使用動物」

- (ア) 例にならい簡潔に記入すること。
- (イ) 「使用動物種」には、同じ種であれば実験処置に応じてまとめて記入すること。たとえば、マウスの C57BL/6 と C3H に同じ処置(投薬→手術→安楽死)をする場合は、動物種○とし、系統名に両系統名を記入する。ただし、マウスとラットに同じ処置を行う場合は、まとめずに、別々の種として記入する。
- (ウ) 遺伝子組換え動物についても、実験処置に応じてまとめて記入し、備考欄にラインの略号を記入すること。書ききれない場合は項目 3 にその旨を記入すること。
- (エ) 「使用匹数」は項目 6「外科的処置」および項目 9「想定される苦痛のカテゴリー」の欄と整合性をとること。

6. 項目 5「動物実験を必要とする理論的根拠および使用動物数算定根拠」には、該当する項目すべてを「■」にすること。
7. 項目 6「外科的処置」には、①深麻酔下で処置し覚醒させずに安楽死させる実験、②覚醒させる実験（通常の外科手術）、③これらを組み合わせたり繰り返し手術する実験、の 3 類型に分け記入し類型毎に用いる動物の匹数を記入すること。
8. 項目 7「外科処置以外の処置」には、必要事項を記入すること。
9. 項目 8「危険物を用いる動物実験」には、それぞれのキャンパスにおいて該当する安全委員会の承認を得ること。当該委員会へ申請中の場合は申請書のコピーを添付すること。
10. 項目 9「想定される苦痛のカテゴリー」
 - (ア) 「動物の苦痛の分類」「苦痛度の検索表」「動物実験処置の苦痛分類に関する解説」を参照し、計画中の処置により動物が受ける苦痛の程度を自己評価すること。
 - (イ) カテゴリーは特定の動物に加えられる最大の苦痛度を記入すること。たとえば、マウス A(群,10 匹)に薬剤を経口投与し(苦痛度 B)、外科的に脊髄を損傷した(苦痛度 D)のち、安楽死処置をする(苦痛度 B)場合は、苦痛度 D(10 匹)と記入する。
11. 項目 10「動物の苦痛軽減、排除の方法」には、該当する項目を「■」にすること。
12. 項目 11「安楽死法」には、該当する項目を「■」にすること。
13. 項目 12「動物死体の処理方法」には、該当する項目を「■」にすること。
14. 項目 13「その他参考事項」には、過去の動物実験計画書承認実績、学内関連委員会への申請状況、飼養保管施設・動物実験室の承認状況、研究グループの組織などを記入すること。